

総社市新型コロナウイルス感染療養者等入院受入支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症に感染した者の入院及び新型コロナウイルス感染症に感染して入院した者のうち、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準を満たしたものの、引き続き入院を必要とする者の転院を受け入れた市内の医療機関に対し、予算の範囲内で総社市新型コロナウイルス感染療養者等入院受入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、入院等を受け入れる医療機関を支援し、もって新型コロナウイルス感染症患者に対する円滑な医療提供体制の確保を行うことを目的とし、補助金の交付に関しては、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 要綱第3条に規定する補助金の交付対象は、新型コロナウイルス感染症に感染した者の入院又は新型コロナウイルス感染症に感染して入院した者のうち、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準を満たしたものの、引き続き入院を必要とする者の転院を最初に受け入れた市内の医療機関とする。

(補助金の額)

第3条 要綱第3条に規定する補助金の交付額は、受け入れた者1人につき50,000円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、要綱第4条第1項に規定する補助金交付申請書に代えて、総社市新型コロナウイルス感染療養者等入院受入支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 入院受入報告書

(2) 請求の根拠となる書類(新型コロナウイルス感染症に感染した事実及び入院日が確認できるもの。
また、個人の特定につながる情報は消すこと。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 市長は、要綱第7条に規定する補助金交付決定通知書に代えて、総社市新型コロナウイルス感染療養者等入院受入支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(請求)

第6条 前条に規定する通知を受けたものは、総社市新型コロナウイルス感染療養者等入院受入支援補助金請求書（様式第3号）により、要綱第11条第1項に規定する請求を行うものとする。

(適用除外)

第7条 要綱第10条及び第14条の規定は、この要領に適用しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から実施する。